テイクアウト・デリバリー

を実施する方(している方)に助成金を支給します。

店舗あたり

10万円(一律)

支給要件

Ⅰ ~ 4 全てを満たす飲食店等(飲食店等の詳細はウラ面に記載)

- (1) 食品営業許可を受けていること。
- (2) 通常の営業時には、店舗内にテーブル・椅子を備えた席があること。
 - ※イートインスペースは不可
 - ※お持ち帰り専門店、フランチャイズ契約店舗を除く
- (3) SNSやWEBサイト等にテイクアウト・デリバリーを実施している旨の広告等を掲載していること(テイクアウトサイトへの登録など)
- (4)店舗等の外からテイクアウト・デリバリーを実施していることが確認できるような看板や旗等を設置していること。

申請期間:令和2年7月1日~令和3年1月末まで

申請に必要なもの(申請書以外の添付書類)

- (1) 食品営業許可証のコピー
- (2) 店内の写真
- (3) SNSやWEBサイト等のテイクアウト・デリバリーを実施していることが掲載されたページのスクリーンショットなど
- (4) 店外の写真(看板や旗などでテイクアウト・デリバリーを実施していることが分かるもの)
- (5) 通帳のコピー(表と | 枚めくったページ)









該当する飲食店等

日本産業分類の大分類M<宿泊業、飲食サービス業>のうち、中分類76 飲食店に分類される店舗等

小分類	細分類
761 食堂、レストラン(専門料理店を除く)	7611 食堂、レストラン(専門料理店を除く)
762 専門料理店	7621 日本料理店
	7622 料亭
	7623 中華料理店
	7624 ラーメン店
	7625 焼肉店
	7629 その他の専門料理店
763 そば・うどん店	7631 そば・うどん店
764 すし店	7641 すし店
765 酒場、ビヤホール	7651 酒場、ビヤホール
766 バー、キャバレー、ナイトクラブ	7661 バー、キャバレー、ナイトクラブ
767 喫茶店	7671 喫茶店
769 その他の飲食店	7691 ハンバーガー店
	7692 お好み焼き・焼きそば・たこ焼き店
	7699 他に分類されない飲食店

申請書の配布・申請先・お問い合わせ

- ・申請書は下記の窓口、または小城市役所のホームページからもダウンロードできます。
- ・提出は小城商工会議所または小城市商工会に郵送またはご持参ください。
- ◆小城商工会議所・・・〒845-8511

小城市小城町 253-21 ゆめぷらっと小城 3 階 電話 0952-73-4111

◆小城市商工会・・・・〒849-0303

小城市牛津町牛津 726-1 電話 0952-66-0222

申請はお近くの商工会議所・商工会へお願いします。

